

坂教生第 106-1 号
令和 3 年 5 月 13 日

単位スポーツ少年団代表者 各位

坂井市教育委員会
教育長 川元利夫
(公印略)
坂井市スポーツ少年団
本部長 長船信弘
(公印略)

特別警報下での活動について

この度、福井県緊急事態宣言が福井県感染拡大特別警報に引き下げられました。しかしながら、県内において学校内で感染が拡大した事例が複数発生していることや、全国的には感染拡大が続いていることから、引き続き活動中における感染症対策への徹底した取り組みをお願いします。

つきましては、感染予防として下記の対応をとりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、本文書は団内のすべての指導者・保護者間で共有いただきますようお願いいたします。

記

- ・通常の活動(練習)は引き続き実施。
 - ・対外試合(練習試合、交流試合)は坂井地区(坂井市・あわら市)のみとします。
 - ・県内での競技協会・連盟が主催する公式戦への参加は会場や対戦相手の地域の感染状況に問題がないことを確認した場合に限ります。
- また、最小人数での参加や保護者数の制限など団内での感染症対策もお願いします。

以上の期間は、特別警報期間(5月28日まで)となります。延長となった場合は本要請事項も延長とします。

引き続きの活動におけるマスク着用(往来時、打ち合わせ時)、手洗い、密集防止、換気の徹底をお願いします。

【お問い合わせ】

- ・坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課
電話 50-3162(直通) メール gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp
- ・坂井市スポーツ協会
電話 68-0123(直通) メール sss@s-taikyo.jp